

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 77 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和 25 年岩手県規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(免許取消しの申請、免許証の返納等)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p><u>2 二級建築士又は木造建築士が死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）による死亡又は失そうの届出義務者は、死亡又は失そう宣告の日から 30 日以内に二級・木造建築士死亡（失そう）届（様式第 6 号）に免許証を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 二級建築士又は木造建築士が後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合においては、それぞれ成年後见人又は保佐人は、その開始の審判の日から 30 日以内に二級・木造建築士欠格届（様式第 7 号）に免許証を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(登録抹消)</p> <p>第 9 条 知事は、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消した場合又は前条第 2 項若しくは第 3 項の届出があった場合においては、登録を抹消し、名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(受験者の不正行為に対する措置の報告)</p> <p>第 18 条 指定試験機関は、<u>条例第 5 条第 4 項の規定に基づき条例第 4 条</u>に規定する知事の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(廃業等の届出)</p>	<p>(免許取消しの申請、免許証の返納等)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p><u>2 法第 8 条の 2 の規定による死亡等の届出は、二級・木造建築士死亡等届（様式第 6 号）に免許証を添えて行わなければならない。</u></p> <p><u>3 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から 30 日以内に二級・木造建築士失踪届（様式第 7 号）に免許証を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 二級建築士又は木造建築士が法第 9 条第 1 項（第 1 号及び第 2 号を除き、第 3 号にあっては法第 8 条の 2 第 3 号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第 10 条第 1 項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から 10 日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。</u></p> <p>(登録抹消)</p> <p>第 9 条 知事は、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消した場合又は前条第 3 項の届出があった場合においては、登録を抹消し、名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(受験者の不正行為に対する措置の報告)</p> <p>第 18 条 指定試験機関は、<u>法第 13 条の 2 第 2 項の規定により同条第 1 項</u>に規定する知事の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(廃業等の届出)</p>

第 21 条 法第 23 条の 6 の規定による廃業等の届出は、一級・二級・木造建築士事務所廃業等届（様式第 11 号）に建築士事務所に係る登録通知書を添えて行わなければならない。

様式第 1 号（第 3 条関係）

[略]	
欠格事由	1 [略]
	2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか ある□ ない□ 取り消されたことがあればその年月日 年 月 日
	3 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築に関し罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたことがありますか ある□ ない□ あるときは、その罪及び刑.....
[略]	

[略]

第 21 条 法第 23 条の 7 の規定による廃業等の届出は、一級・二級・木造建築士事務所廃業等届（様式第 11 号）に建築士事務所に係る登録通知書を添えて行わなければならない。

様式第 1 号（第 3 条関係）

[略]	
欠格事由	1 [略]
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか ある□ ない□ あるときは、その罪及び刑..... あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか ある□ ない□ あるときは、その罪及び刑..... あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日
	4 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか ある□ ない□ あるときは、その日 年 月 日
	5 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか ある□ ない□ 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
[略]	

[略]

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住所

氏名

（自署）

二級  
木造 建築士死亡等届

建築士の死亡等について、建築士法第8条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

登録を受けている者と届出者との関係	1 相続人	2 後见人
	3 保佐人	4 本人
届出の理由	1 死亡	
	2 法第7条第2号	
	3 法第7条第3号	
	4 法第7条第4号	
登録事項	ふりがな	
	氏名	
生年月日	本籍地	
	生年月日	年 月 日
登録番号	第 号	登録年月日
		年 月 日
届出事由の生じた日	年 月 日	

注1 二級建築士又は木造建築士に係る免許証を添付すること。

2 「登録を受けている者と届出者との関係」及び「届出の理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

3 死亡の場合にあつては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

(A4)

様式第6号 (第8条関係)

[略]

二級 建築士死亡 (失そう) 届  
木造

建築士法施行細則第8条第2項の規定により、次のとおり免許証を添えて、届け出ます。

[略]	
死亡 (失そう宣告) 年	[略]
月日	

[略]

様式第7号 (第8条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住所

氏名

(自署)

二級 建築士欠格届  
木造

様式第7号 (第8条関係)

[略]

二級 建築士失踪届  
木造

建築士法施行細則第8条第3項の規定により、次のとおり免許証を添えて、届け出ます。

[略]	
失踪の宣告の日	[略]

[略]

建築士法施行細則第8条第3項の規定により、次のとおり

免許証を添えて、届け出ます。

登録事項	ふりがな			
	氏名			
	本籍地			
	生年月日	年 月 日		
後見開始又は保佐開始の審判を受けた年月日	登録番号	第 号	登録年月日	年月日
	年 月 日			

(A4)

様式第11号（第21条関係）

[略]

建築士事務所における業務の廃業等をしたので、建築士法第23条の6の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第11号（第21条関係）

[略]

建築士事務所における業務の廃業等をしたので、建築士法第23条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成19年6月20日から施行する。
- この規則による改正後の建築士法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。